



鳥取県公報

平成14年 3月15日(金)
第 7 3 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (137) (市町村振興課) 1	1
	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書の縦覧 (138) (循環型社会推進課) 3	3
	特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書の縦覧 (139) (〃) 4	4
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (140) (〃) 4	4
	特定計量器の定期検査の実施 (141) (経済通商課) 5	5
	土地改良区の役員の就退任 (142) (耕地課) 6	6
	土地改良区の役員の退任 (143) (〃) 7	7
	県営土地改良事業計画の変更 (144) (〃) 7	7
	土地改良法による換地処分 (145) (〃) 7	7
	県営土地改良事業の工事の完了 (146) (〃) 8	8
	保安林の指定の解除予定 (147) (森林保全課) 8	8
	小型いかつり漁業の許可をすることができる数の最高限度 (148) (水産課) 8	8
	小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (149) (〃) 8	8
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (150) (道路課) 9	9
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (151) (都市計画課) 9	9
教委告示	定例教育委員会の招集 (7) 9	9
内水面漁管委告示	平成14年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (1) 10	10

告 示

鳥取県告示第137号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による基盤整備促進事業上細見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年 3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字の名称	同左の区域（平成13年5月28日現在の地番による。）
立岩字北牧ノ前	立岩字北牧ノ前のうち11の1、12の3、13の3、14、15の3、16の3、16の4、17及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立岩字清山川尻	立岩字清山川尻のうち18の1、18の2、19の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字木戸口 下	上細見字木戸口下のうち38の1、38の2、39、39の1、40、41の1から41の3まで、42、43、43の1、44の1、44の2、45の1、46から49まで、50の1、51の1、51の2、52から54まで、55の1、55の2、56の1から56の3まで、57の1、58の1、58の2、59の1、60の1、60の6、61及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字木戸口 下道ヨリ西	上細見字木戸口下道ヨリ西のうち62、63の1、63の2、64から66まで、67の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字中島ノ 下	上細見字中島ノ下のうち77の1、78の1、82の4、82の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字田替ノ 西	立岩字北牧ノ前11の1、12の3、13の3、14、15の3、16の3、16の4、17及びこれらと一体をなす国有地 立岩字清山川尻18の1、18の2、19の1及びこれらと一体をなす国有地 上細見字木戸口下39の一部、39の1の一部、40、41の1から41の3まで、42、43の一部、46の一部、47、48、49の一部、52の一部、53、54、55の1の一部、55の2の一部、59の1の一部、60の1、60の6、61及びこれらと一体をなす国有地 上細見字木戸口下道ヨリ西62、63の1、63の2、64から66まで、67の3及びこれらと一体をなす国有地 上細見字中島ノ下77の1、78の1、82の4、82の5及びこれらと一体をなす国有地 上細見字田替ノ西83の一部、84の一部、85、86の一部、87の一部、87の1、88の一部、89の一部、90の1の一部、90の2の一部、91の一部、92の一部及びこれらと一体をなす国有地 上細見字大中島道端145の1、165の1、168の3及びこれらと一体をなす国有地
上細見字田替ノ 東	上細見字木戸口下38の1、38の2、39の一部、39の1の一部、43の一部、43の1、44の1、44の2、45の1、46の一部、49の一部、50の1、51の1、51の2、52の一部、55の1の一部、55の2の一部、56の1から56の3まで、57の1、58の1、58の2、59の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 上細見字田替ノ西83の一部、84の一部、86の一部、87の一部、88の一部、89の一部、90の1の一部、90の2の一部、92の一部及びこれらと一体をなす国有地 上細見字田替ノ東のうち93の1、94の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字赤岩ノ 下	上細見字赤岩ノ下のうち132の3、132の5、133の3、133の5、134の3、134の5、135の3、135の4、137の3、137の5、138の3、138の4、139の3から139の5まで、140の3、140の4、141の1から141の3まで、142の3、143の1、143の3、144の1から144の3まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上細見字大中島 道端	上細見字大中島道端のうち145の1、165の1、168の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上細見字横道ノ 下	上細見字横道ノ下のうち215の3、215の4、217の3、218の3、221の3、222の3、222の4、226の1、228の3、236の3、237の3、238の4以外の区域 上細見字赤岩ノ前252の6、252の7及び247、248、251と一体をなす国有地の一部
上細見字赤岩ノ 前	上細見字赤岩ノ前のうち252の6、252の7及び247、248、251と一体をなす国有地の一部以外の区域

上細見字横道ノ上	上細見字横道ノ上の全域 上細見字樋ノ下325の2、326の1、326の3、327の3、328の3、329の3及びこれらと一体をなす国有地の一部
上細見字樋ノ下	上細見字樋ノ下のうち325の2、326の1、326の3、327の3、328の3、329の3及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上細見字赤岩ノ下ノ西	上細見字田替ノ西91の一部、92の一部及びこれらと一体をなす国有地 上細見字赤岩ノ下132の3の一部、133の3の-部、134の3の一部、135の3の一部、137の3の一部、138の3の一部、139の4の一部、140の3の一部、141の1の一部、142の3、143の1の一部、144の1、144の2の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上細見字横道ノ下215の3、215の4の一部、217の3の一部、218の3の一部、221の3の一部、222の3の一部、222の4、226の1の一部、228の3の一部、236の3の一部、237の3の一部、238の4の一部
上細見字赤岩ノ下ノ東	上細見字田替ノ西92の一部及びこれと一体をなす国有地 上細見字田替ノ東93の1、94の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 上細見字赤岩ノ下132の3の一部、132の5、133の3の一部、133の5、134の3の一部、134の5、135の3の一部、135の4、137の3の一部、137の5、138の3の一部、138の4、139の3、139の4の一部、139の5、140の3の一部、140の4、141の1の一部、141の2、141の3、143の1の一部、143の3、144の2の一部、144の3及びこれらと一体をなす国有地 上細見字横道ノ下215の4の一部、217の3の一部、218の3の一部、221の3の一部、222の3の一部、226の1の一部、228の3の一部、236の3の一部、237の3の一部、238の4の一部

鳥取県告示第138号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第7項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者から当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画が提出されたので、同条第9項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成14年3月15日から1年間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡家町大字郡家40

鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目1 - 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1

日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第139号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者から当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画が提出されたので、同条第10項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成14年3月15日から1年間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡家町大字郡家40

鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目1 - 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1

日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第140号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定に基づき、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に関する届出があったので、同法第9条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別

措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成14年 3月15日から平成14年 6月30日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40

鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町 2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1

日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第141号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
岩美郡	平成14年 4月16日（火）から平成15年 3月31日（月）まで	当該特定計量器の所在の場所

2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
岩美郡	平成14年 4月16日（火）	午前10時30分から	岩美郡岩美町大字岩井614
岩美町		午前11時30分まで	岩美町老人福祉センター

"	"	午後1時から午後 2時まで	岩美郡岩美町大字院内435 - 2 鳥取いなば農業協同組合小田支店
"	平成14年4月17日(水)	午前10時から午後 3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675 - 1 岩美町役場
岩美郡 国府町	平成14年4月18日(木)	午前10時30分から 午前11時30分まで	岩美郡国府町大字中河原68 - 6 国府町林業会館
"	"	午後1時から午後 3時まで	岩美郡国府町大字中郷913 鳥取いなば農業協同組合国府町支店果実選果場
岩美郡 福部村	平成14年4月19日(金)	午前10時から午後 3時まで	岩美郡福部村大字細川668 福部村役場
岩美郡	平成14年4月26日(金)	午後1時から午後 3時まで	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
"	平成14年5月7日(火) から同月31日(金)まで	午前9時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

鳥取県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 西山 義 治 倉吉市悴谷88
 " 野 島 忠 徳 倉吉市沢谷242
 " 森 本 隆 義 倉吉市森247 - 2
 " 松 島 平 倉吉市福本121
 " 福 井 和 夫 倉吉市福富104
 " 金 居 清 富 倉吉市杉野173
 " 福 井 修 身 倉吉市中野126
 " 福 永 哲 規 倉吉市中野121 - 1
 " 森 本 剛 倉吉市長谷43 - 1
 " 佐々木 長 男 倉吉市大河内442
 " 佐々木 泉 倉吉市大河内118

監事 福 井 範 之 倉吉市福富121
 " 重 道 宗 克 倉吉市長谷62

平成14年2月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西山 義 治 倉吉市悴谷88
 " 金 居 清 富 倉吉市杉野173
 " 重 道 宗 克 倉吉市長谷62
 " 松 島 平 倉吉市福本121
 " 福 井 勝 倉吉市福富81
 " 野 嶋 政 博 倉吉市沢谷122 - 2

” 福 井 修 身 倉吉市中野126
” 福 永 哲 規 倉吉市中野121 - 1
” 森 本 隆 義 倉吉市森247 - 2
” 佐々木 長 男 倉吉市大河内442
” 佐々木 泉 倉吉市大河内118
監 事 野 島 忠 徳 倉吉市沢谷242
” 牧 敏 徳 倉吉市大河内443
平成14年2月24日就任 任期4年

鳥取県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 箕 原 影 明 倉吉市上古川346

平成14年2月28日退任

鳥取県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営広域営農団地農道整備事業奥日野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年3月18日から22日間
- 3 縦覧に供する場所
日南町役場及び日野町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る上細見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第146号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東山地区農道整備	平成13年3月24日
県営広域営農団地農道整備事業気高地区農道整備	平成13年4月27日

鳥取県告示第147号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町松神字土ウダ1185
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第148号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第1項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）の許可をすることができる数の最高限度を46と定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第149号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成14年3月15日から同月25日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第150号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	田島片原線	鳥取市片原五丁目125地先から同市片原三丁目103地先まで
県 道	鳥取国府線	鳥取市末広温泉町701地先から同市吉方温泉三丁目174地先まで

鳥取県告示第151号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、鳥取市桂木津ノ井土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成12年9月22日から平成19年3月31日まで
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
鳥取市桂木141 - 1
- 4 設立認可の年月日
平成12年9月18日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
鳥取市役所及び組合事務所の施行地区公民館の掲示場に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成14年3月7日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年 3月15日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年3月18日(月)午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正について
 - (2) その他

内水面漁場管理委員 会 告 示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が、平成14年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成14年3月15日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

第5種共同漁業権者			増 殖 目 標 量												
免 許 番 号	漁 業 権 者 の 名 称	漁 場 の 区 域	種 苗 の 放 流										しらう おの産 卵床の 造成 (平方 メート ル)	えびの 増殖場 の造成 (平方 メート ル)	ぼら及 びせい ごの稚 魚のそ 上の助 長のた めの魚 道開削 及び汲 み上げ 放流 (回)
			あゆ (千尾)	にじ ます (千尾)	いわな (千尾)	やまめ (千尾)	降海性 あまご (千尾)	こい (千尾)	ふな (千尾)	うなぎ (キロ グラ ム)	わか さぎ (千粒)				
内 共 第 1 号	千代川 漁業協 同組合	千代川 水系に 係る河 川	950	10	12	120	5	10							
内 共 第 2 号	天神川 漁業協 同組合	天神川 水系に 係る河 川	320	6	10	50	5	5							

内 共 第 3 号	日野川 水系漁 業協同 組合	日野川 水系に 係る河 川	950	10	11	110	5	50						
内 共 第 4 号	湖山池 漁業協 同組合	湖山池						50	60	50	50,000	600	2,000	
内 共 第 5 号	東郷湖 漁業協 同組合	東郷池						25	40	60	10,000	400	1,000	6

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長10センチメートル以上のものとする。

